

# CSRDの世界的な影響 – 準備はできていますか？

## 目次

EUサステナビリティ報告の過去、 現在、将来 .....	1
適用の範囲および時期 .....	3
CSRDの提出に関する要求事項 .....	9
CSRDに基づく報告 .....	10
第三者保証に関する要件 .....	18
次のステップ .....	19
付録 .....	20

欧州連合(EU)や米国、および国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)による重要な提案の公表により、2022年にはESG報告の変革が加速しました。これらの提案は全て、多国籍企業に影響を及ぼす可能性があります。EUの企業サステナビリティ報告指令(CSRD)がおそらく最も早い対応を要求しています。SECの提案が最終化されるのを待ち、事業を営む国・地域が最終的なIFRS®サステナビリティ開示基準を採択するかどうかを見極めようとしているあいだに、世界中の企業に影響を与えると見込まれるサステナビリティ報告要件を定めた最終的なCSRDが、2022年12月に公表されました。関連する業種横断的報告基準である、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)は2023年7月に欧州委員会により採択され、要求される報告の範囲がより明らかになりました。

この新たな報告要件により直接影響を受ける企業の範囲は広範であり、米国やその他のEU域外に本社を有する企業も含まれます。しかし、企業またはその子会社の1社もしくは複数がCSRDの範囲に含まれるかどうかの決定は、多少複雑であり、EUで事業を営む企業にとっては関心の高い事項です。また、適用範囲に含まれるかどうかの決定が完了しても、適用が要求される基準および発効日は、個別の状況によって異なります。しかし、明確なことは、CSRDが適用される報告は一部の企業において早くも2024年度より開始されること、またその報告要件は広範囲に及ぶことです。

新たな報告要件の影響を評価していない企業は、CSRDの遵守に向けて対応を急ぐことになるでしょう。さらに、これは「単なる」法令遵守のように見えるかもしれませんが、先見性のある企業にとっては投資家やその他のステークホルダーとサステナビリティに関する情報を共有する機会でもあります。

本資料は、適用対象となる範囲に関する閾値の調整および適用ガイダンス案の公表を反映するために2024年1月にアップデートされました。また、2023年10月および11月にも、欧州サステナビリティ報告基準の審議期間の終了、欧州委員会の最近の動向、および適用できる免除に関する追加情報などの最新の情報を提供するためにアップデートされています。





サステナビリティ報告は  
今や財務報告と同等の  
ものとなります。CSRD  
は、革新および投資機  
会に基づく持続可能な  
経済システムへの移行  
の促進を後押しするこ  
とになります。

メイリード・マクギネス氏

金融サービス・金融安定・資本  
市場同盟担当欧州委員

2022年6月22日

## EUサステナビリティ報告の過去、現在、将来

CSRDは、2050年までの気候中立の達成および欧州における生息環境の保護を目的として、2019年12月に欧州委員会が発表した一連の政策である「欧州グリーンディール」によって、一部推進されたものです。EUの現行の非財務報告指令(NFRD)により、2017年以降、環境および社会に係る影響の開示について一定の開示要求が特定の企業に課されていますが、CSRDでは、より多くの企業が対象となり、より詳細な開示要求が課されることになります。CSRDは、環境、社会、ガバナンスのテーマに関する広範な開示を義務付けることにより、企業行動の変容を促し、長期的には財務報告と同等のサステナビリティ報告をもたらすことを目指しています。

CSRDは2023年1月5日に発効し、EU加盟国は2024年7月上旬(発効日から18カ月)までに、CSRDの国内法化を行います<sup>1</sup>。CSRDは基本的な事項を規定しているため、EU加盟国はこの期間中に規定を追加することができますが、CSRDの要求事項を削除することはできません。しかし、CSRDは、EU加盟国が国内法化のプロセスにおいていくつかの選択を行うことを認めています(例えば、報告言語の要件、法定監査人以外の保証提供者への拡大)。



### 進捗状況

多くのEU加盟国が、CSRDの国内法化を開始しています。例えば、多くの国で利害関係者から意見を求めるために公開協議が行われており、法案が入手可能になっている、または今後数カ月のあいだに公表される予定です。しかし、国内法化の過程で生じる可能性のある変更の範囲は依然として不明であり、企業は、その子会社が所在するEU加盟国の動向を注視する必要があります。

CSRDは、より広範囲のサステナビリティに関する全般的なトピック(例えば、気候変動、生物多様性と生態系、労働条件、人権、企業倫理など)について、包括的かつ詳細な開示を要求しようとしています。これらの開示要件は、EFRAGによって起草されたESRSに詳しく記載されています。EFRAGは以前よりIFRS®会計基準のエンドースメントに関して欧州委員会に助言を行ってきました。

EFRAGは、2022年11月に、審議のためESRS草案の第1弾を欧州委員会に提出しました。2023年6月9日に公表された改訂版の基準案に関する広範な協議プロセスと追加的な公開フィードバック期間の後、欧州委員会は、2023年7月31日に最終基準を採択しました<sup>2</sup>。欧州議会およびEU理事会による2カ月間の審議期間が2023年10月21日に終了し、ESRSは2023年10月22日にEU官報に掲載され、立法化されました<sup>3</sup>。

以下のページでは、EU域外に本社を有する企業に適用されるCSRDの主要な要件をまとめ、企業がCSRDの適用範囲、時期および報告要件を評価する際に最初に想起される疑問に答えま

<sup>1</sup> EU官報に2022年12月16日掲載の[指令\(EU\)2022/2464](#)。

<sup>2</sup> 欧州委員会、[適用と委任法—CSRD](#)。欧州委員会、[委任規制](#)、説明書、5-6ページ。

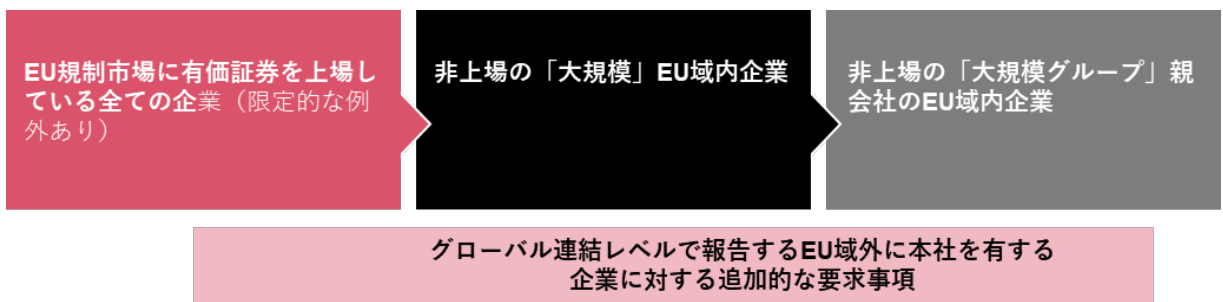
<sup>3</sup> [欧州委員会](#)、EU官報に2022年12月22日掲載の[委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)。

## 適用の範囲および時期

CSRD の適用対象は広範にわたっており、EU 域内で活動するおよそ 5 万社の企業に適用されることが意図されています<sup>4</sup>。さらに、直接的には CSRD に基づく報告義務のない企業であっても、適用対象企業がバリューチェーンに関する情報を開示する必要があるため、あるいは、報告義務のある EU 域内企業の子会社であるために、顧客、サプライヤー、投資家または貸手から情報の提供を求められる可能性があります。

### 範囲に関する要件

企業は、全ての報告義務を確実に特定するために、組織内の複数のレベルで適用可能性を検討する必要があります。法令違反に対する罰則は各 EU 加盟国によって決定され、罰金が科される場合もあります。報告のための各規準について企業の法的構造を分析することは、EU 域外企業にとって、報告が要求される組織内の全ての企業や最初に報告する時期を特定するのに役立つ可能性があります。



企業が CSRD の適用対象かどうか(および、どのレベルでの報告が要求されるか)を評価するための分析は複雑になる可能性があり、企業の顧問弁護士の見解を考慮する必要があります。EU 加盟国が CSRD を国内法化する際に行う変更の結果として差異が生じる場合は、より複雑化する可能性があります。適用対象の決定に関する一般的な検討事項を以下に記載します。

### EU 規制市場に有価証券を上場している全ての企業

EU 域内企業か EU 域外企業かにかかわらず、EU 規制市場に負債証券または持分証券を上場している企業(以下、広く「発行体」と呼ぶ)は、報告が要求されます。フランクフルト証券取引所やユーロネクスト・ダブリンなどの特定の EU 証券取引所には、EU 規制部門と自主規制部門の両方があるため、企業がこの報告要件の適用対象かどうかを決定する重要な違いは、その証券が「EU 規制」市場に上場されているか否かです。EU 規制市場に上場している企業のみがこの報告要件の適用対象となります。

これは、現在 NFRD が適用されている企業が対象となることを意味します。NFRD は社会的影響度の高い事業体(PIE)に適用されます。PIE には、一般的に、500 人超の従業員を抱える大規模上場 EU 企業、銀行および保険会社が含まれます。さらに、統治する EU 加盟国が PIE と指定している他の種類の企業(事業の性質、規模または従業員数により、公共関連性が著しく高い企業など)が含まれる可能性があります。

上場企業に対する報告要件には、限定的な例外があります(例えば、「零細事業体」である発行体は適用対象外です)<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 欧州議会: サステナブル経済: 欧州議会が多国籍企業を対象とした新たな報告規則を採択

<sup>5</sup> 「零細事業体」は、2期連続する年次貸借対照表日時点で、総資産45万ユーロ、純売上高(収益)90万ユーロ、および平均従業員数10人という3つの指標の少なくとも2つを超えない事業体、と定義されている。欧州委員会、2023年12月21日EU官報に掲載の [委員会委任指令\(EU\) 2023/2775](#)、第1条第1項。 [指令2013/34/EU](#)、第3条第1項。

## CSRの範囲に含まれる国

現在、EUには27カ国が加盟しており、そのいずれもCSRDを採択します。それらに加えて、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの3カ国がCSRDに規定されるスケジュールに従ってCSRDを採択する予定です。この3カ国は、欧州経済圏（EEA: European Economic Area）の参加国であり、EEAは参加国間のモノと人の自由な移動が可能な単一市場です。

## 非上場「大規模」EU 域内企業

EU 域内企業（EU 域外に本社を有する企業の EU 域内子会社を含む）は、2 期連続の貸借対照表日において、以下の 3 つの指標のうち少なくとも 2 つの指標を超えると定義される「大規模事業体」に該当する場合、報告が要求されます。

- 総資産 25 百万ユーロ（2023 年 12 月 31 日現在、約 28 百万米ドル）
- 純売上高（収益）は 50 百万ユーロ（2023 年 12 月 31 日現在、約 55 百万米ドル）
- 平均従業員数 250 人

事業体（undertaking）とは、EU の特定の種類の企業のことであり、主に有限責任会社を指します<sup>6</sup>。

総資産および純売上高（収益）に関するこれらの閾値は、欧州委員会が 2023 年 10 月 17 日に採択した、インフレによる閾値を引き上げる委任指令の影響を反映したものであることにご注意ください。欧州議会および EU 理事会による 2 カ月の審議期間の終了後、2023 年 12 月 21 日に新たな閾値が発効となりました<sup>7</sup>。総資産および純売上高（収益）の閾値は、2013 年以降本委任指令の発効まで更新されていませんでした。

## 非上場「大規模グループ」親会社の EU 域内企業

EU 域内企業（EU 域内持株会社または EU 域内中間企業を含む）は、2 期連続の貸借対照表日において、以下の 3 つの指標のうち少なくとも 2 つの指標を超える親会社と子会社から構成される企業グループと定義される「大規模グループの親事業体」に該当する場合、連結ベースの報告が要求されます。

- 総資産 25 百万ユーロ（2023 年 12 月 31 日現在、約 28 百万米ドル）
- 純売上高（収益）は 50 百万ユーロ（2023 年 12 月 31 日現在、約 55 百万米ドル）
- 平均従業員数 250 人

この算定には EU 域内の親会社の全ての子会社が含まれるため、EU 域外で設立された子会社も含まれます。これは特に、自社で事業を行っていない税金目的のために設立された EU 域内の持株会社に関連する可能性があります。ただし、個別および連結の両方で「大規模事業体」の定義を満たす EU 域内持株会社または EU 域内中間企業は、連結報告のみが要求されることに留意する必要があります。

企業が当該規模の閾値のいずれかを満たしている場合、2 年連続して下回らない限りは、引き続きこの報告要件の対象となります。

<sup>6</sup> 指令2013/34/EU 第1条、第1項、付録I および付録II<sup>7</sup> EC。

<sup>7</sup> 欧州委員会、委員会委任指令(EU)2023/2775、1ページ。

## 報告の免除

適用対象となる EU 域内子会社各社は個別の報告義務を負いますが、一定の条件を満たす場合、報告義務が免除されます。EU 域内子会社またはサブグループが、EU 域内または EU 域外の親会社の CSRD 報告に含まれる場合、自社のサステナビリティ報告要件を満たすことができる可能性があります(以下「子会社免除」という)。その要件は、報告する親会社が EU 域内企業であるか EU 域外企業であるかによって異なります。

### 子会社免除－EU 域内親会社

EU 域内親会社(持株会社または中間企業を含む)が、(1)ESRS に従い、かつ(2)EU 域外子会社を含む全ての子会社(すなわち、全連結グループ)を含む、連結マネジメントレポートを作成している場合、適用対象となる EU 域内の子会社またはサブグループによる ESRS 報告は免除されます。

### 子会社免除－EU 域外親会社


EU 域外親会社(中間持株会社かグローバルの最終親会社かを問わない)が、(1)ESRS または、欧州委員会により ESRS と同等とみなされる基準に従い、かつ(2)EU 域外子会社を含む全ての子会社(すなわち、全連結グループ)を含む、連結マネジメントレポートを作成している場合、適用対象となる EU 域内の子会社またはサブグループによる ESRS 報告を免除されます。ただし、現在までに ESRS と同等の基準は特定されていません。また、EU 域外親会社は、連結サステナビリティ報告書において報告することができますが、マネジメントレポートは要求されません(p.9 の「CSRD の提出に関する要求事項」を参照)。

### 人為的な連結

CSRD の適用対象となる EU 域内子会社またはサブグループが EU 域外親会社を持つ場合は、さらに特別な形の子会社免除を(一時的に)利用することができます。2030 年まで、企業は「人為的な連結」を用いて「連結サステナビリティ報告書」(すなわち、結合財務諸表のように、適用対象となる全ての EU 域内子会社の情報を結合させた CSRD 報告書)を作成することができます。この結合させた報告書により、対象企業による個別の報告が免除されます。本報告書は ESRS に準拠して作成されなければならないが、また、本報告書を作成および公表する EU 域内子会社は、過去 5 年間のうち少なくとも 1 年間において最高売上高(収益)を生み出した子会社の 1 つでなければなりません。

### 免除の利用可能性

ただし、全ての企業がこれらの免除を利用できるわけではありません。報告企業が免除の適用要件を満たさない場合としては、主に以下の 2 つのシナリオがあります。

報告免除の対象外の企業	上場大企業	国レベルの要求事項
 <p>報告免除の対象外の企業</p>	<p>以下の要件を両方満たす事業体は、報告免除の対象とはならず、別途報告しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 発行体(欧州規制市場に上場されている負債証券または持分証券を有します)であり</li><li>● 規模に関する閾値が「大規模」を満たす場合(4ページ参照)</li></ul>	<p>CSRDの国内法化プロセスの一環として、各国は、報告免除の適用を制限することを決定し、その国に所在する全ての企業に対して、独立した形での国または事業体レベルの報告を要求することができます。</p> <p>会社は、各国固有の要件について、移行プロセスを継続的に監視しなければなりません。</p>



欧州委員会は、ESRSと、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) およびグローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI) の基準の間の非常に高いレベルの整合性確保に努めてきました。...

ESRSと2つのISSB基準の間の高度な整合性は、ESRSに従った報告を要求され、ISSB基準にも準拠することを望む企業が、ISSB基準に基づく別個の報告を行わなければならないのを回避することを目的としています。

欧州サステナビリティ報告基準の採択に関する質問と回答

2023年7月31日

個別の報告と連結報告書の作成で要求される情報の範囲は異なるため、企業は、これらの免除の可能性を追求する前に、要求される労力のレベルを注意深く評価することが推奨されます。さらに、EU加盟国によるCSRDの国内法化によって当該利用可能な免除が影響を受けていないことを確認するため、企業は、国内法化のプロセスを注視する必要があります。報告免除を使用する場合でも、EU域内子会社は、報告義務のリストを維持し、監視する必要があります。適用範囲の要件および関連する免除は複雑であり、以下のような、さらなる疑問が生じる可能性があります。

### CSRDの対象となるEU域内子会社が報告免除を適用する場合、どのような報告が要求されるか

報告の適用対象となるEU域内子会社は、報告免除の要件を満たすために、マネジメントレポートに以下を含む特定の情報を記載することが要求されます。

- サステナビリティ報告義務から免除されている旨
- 報告書を作成する親会社の名称および登記住所
- 親会社の(1)連結マネジメントレポート、または(2)連結サステナビリティ報告書のいずれか該当するウェブサイトへのリンク
- 該当する保証意見書へのウェブサイトへのリンク

また、EU加盟国は、親会社の報告書を特定の言語で提出することを要求する可能性もあります。さらに、EU域外親会社の連結サステナビリティ報告書を、EU域内子会社の報告義務を満たすために使用する場合には、関連する欧州加盟国の特定の公表要件に従わなければなりません。

### どのような報告フレームワークや基準がESRSと「同等」と考えられるか

CSRDでは、開示が「ESRSと同等の方法」<sup>8</sup>で作成されていると欧州委員会が判断した場合には、他の報告制度の下で提出された情報を用いてCSRDの報告要件を満たすことができる場合があると述べています。現時点では、欧州委員会は同等性について何の決定も行っておらず、このプロセスにどの程度の時間を要するかは不明です。さらに、その他の既存または提案されている開示フレームワークの中でも範囲や主要な概念(マテリアリティなど)に一定の差異があることを踏まえると、欧州委員会が同等のものとして他の枠組みを特定するかどうかは依然として不明です。現時点では、CSRDの適用対象と見込まれる企業は、ESRSによって要求される全ての開示について準備する必要があると考えておくほうが良いでしょう。

### 結合または連結サステナビリティ報告書には、個々の子会社またはサブグループに関する具体的な情報を含める必要があるか

必要となる可能性はあります。グループとその1つ以上の子会社のリスクおよび影響に「重大な差異」がある場合、読者が特定のリスクおよび影響を理解するのに十分な情報を提供する必要があります<sup>9</sup>。何が重大な差異と考えられるかの決定には判断が要求され、子会社が事業を行っている業種や地域などでの事実および状況を考慮することが要求されます<sup>10</sup>。また、ESRS S1「自社の従業員」などの特定の基準は、一定の状況において、情報の分解(例えば、従業員数を性別または国別で分解)を要求しています<sup>11</sup>。さらに、EU加盟国は、一部の開示について国レベルで詳細な事項を要求する可能性があります。正確な要求事項は国内法化プロセスが完了するまでわかりません。

<sup>8</sup> 指令(EU)2022/2464、第25項。

<sup>9</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、付録I、欧州サステナビリティ報告基準、ESRS 1「全般的な要求事項」18ページ、第103項。

<sup>10</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、ESRS 1、18ページ。

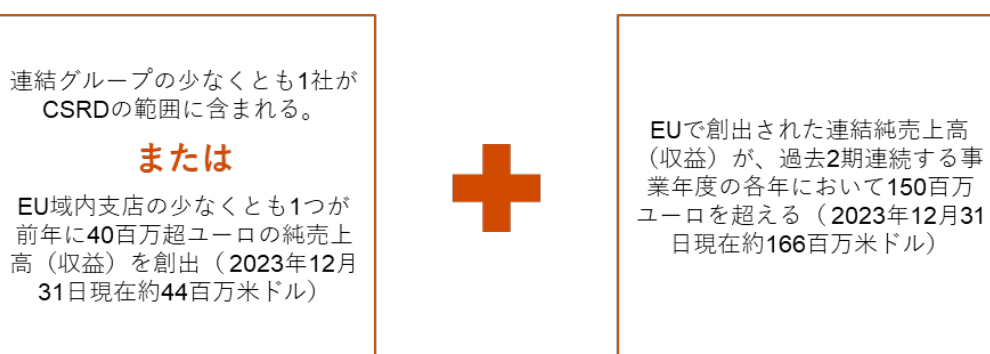
<sup>11</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、ESRS S1「自社の従業員」172-173ページ、第48-52項。

## EU 域内持株会社または EU 域内中間企業が連結財務諸表を作成していない場合はどうなるか

EU 域内持株会社または EU 域内中間企業は、連結財務報告の免除の恩恵を受ける可能性があります。ただし、当該免除は CSRD に基づくサステナビリティ報告とは切り離されたものであり、無条件に適用されるものではありません。そのため、EU 域内持株会社または EU 域内中間企業は、自社のレベルで財務情報を作成していない場合であっても、CSRD に基づく連結サステナビリティ情報の提供を要求される可能性があります。そのような場合、特定の ESRS における開示要求事項は、原単位の指標や EU タクソミーに基づく開示などの財務情報を活用しているため(17 ページを参照)、実務上の課題が生じる可能性があります。明確なガイダンスがない限り、CSRD 適用対象企業は、サステナビリティ報告書で要求される財務情報を入手する必要があると PwC は考えています。

## EU域外に本社を有する企業の追加の報告

最終親会社が、EU 規制市場に負債証券または持分証券を上場していない場合でも、以下の場合には 2028 年度(2029 年の報告)よりグローバルでの連結報告が要求されます。



CSRD は、グローバル連結レベルで報告が要求されるか否かを決定する目的で「支店」を定義しておらず、その他の EU 規制や EU 指令にも統一された定義はありません。一般的に、支店は親会社から経済的に独立しており(例えば、独自の給与および会計システムを備えている)、また、現地で登記を行っているということが重要です。PwC は、企業がこの要件を満たしているかどうかを評価する際は、顧問弁護士の助言を得て、関連する国の既存の定義に基づき評価することを推奨します。また、CSRD が EU 加盟国において国内法化された際に、追加の説明がなされる可能性もあります。ただし、企業が支店を有しているかどうかの評価は、EU 域外親会社が報告の適用対象となる子会社を有していない場合にも関連します。

CSRD では、EU 加盟国が EU 域内の事業体に対して、最終親会社のサステナビリティ報告書を「公表し、アクセス可能にする」ことを要求すると述べています<sup>12</sup>。このグローバル連結報告は、EU 域内子会社またはサブグループのレベルでの報告要件に追加されることになります。この報告書は、EFRAG によってまだ発行されていない「EU 域外企業向けの基準」(10 ページおよび 11 ページ参照)、ESRS、またはそれと「同等の」基準(6 ページ参照)に従って作成されることになります。

<sup>12</sup> [指令\(EU\)2022/2462](#) 第40a条、第1項

## 一部のNFRD報告企業の初度適用

一部のEU加盟国は、国内法化の際に、NFRDの適用範囲を拡大しました。拡大対象となった企業が、最初のCSR報告企業に含まれるかどうかは、EU加盟国の国内法化の過程で明確になると考えられます。明確になるまで、該当企業は、2024年度の情報を2025年度に提出する準備をしておくことを推奨します。

## 企業は、連結純売上高(収益)をどのように決定すべきか

CSRDは連結純売上高(収益)の算定方法について具体的に規定していませんが、グローバル連結グループからEU域内の顧客への販売の結果として、企業の財務報告フレームワークで定義されている純売上高をカバーすることを意図しているとPwCは考えます。しかし、顧客がEU域内外かを問わず、EU域内で設立された企業からの売上によって認識される純売上高など、他の考え方が認められる可能性もあります。より詳しい情報が提供されるまでは、企業は、複数の観点から当該要件を評価することを検討し、EU域内で生み出された純売上高(収益)として最高値を算出する方法に基づき、適用の準備を行う必要があります。

## 適用開始日

適用開始の時期の決定は、企業の実態および状況によって異なります。従業員500人超で、EU規制市場に有価証券を上場している企業(いわゆる「発行体」)は、2024年度(2025年度に提出)より報告が要求される、最初に報告義務を有する企業となります。その他の「大規模事業体」および「大規模グループ」の親会社は、通常、もう1年の猶予があり、他の適用対象企業全てがその後続きます。

報告が義務付けられる企業	適用開始日
現行のNFRD要件の対象企業および、(1)大規模事業体の定義を満たす、(2)従業員500人超の「発行体」	2024年1月1日以後開始事業年度の報告
CSRDの適用対象に含まれるその他の全ての「大規模事業体」および「大規模グループ」	2025年1月1日以後開始事業年度の報告
上場中小事業体(SME) <sup>13</sup>	2026年1月1日以後開始事業年度の報告、初度適用を2年間まで遅らせる選択肢がある
EU規則で定義されている特定の小規模かつ複雑でない金融機関およびキャプティブ保険会社(専属保険会社)	2026年1月1日以後開始事業年度の報告
EU域外に本社を有する企業のグローバル連結レベルでの報告	2028年1月1日以後開始事業年度の報告

この表では、より一般的な構造および規模に関するシナリオをいくつか例示し、それに関連する要求事項および発効日をまとめています。企業が2024年度より報告(2025年度に提出)が義務付けられる可能性があるかどうかを理解することは、計画策定のための重要な第一歩です。2025年度以降まで報告が義務付けられない企業であっても、必要なプロセスおよび統制の開発のための時間は適用開始日まであまり多く残されていません。

<sup>13</sup>「小規模事業体」と「中規模事業体」は個別に定義されるが、2期連続の年次貸借対照日時点、総資産が45万ユーロ超-25万ユーロ未満、純売上高(収益)90万ユーロ超-50万ユーロ未満、平均従業員数10人超-250人未満という3つの要件のうち少なくとも2つを満たす企業の総称。委員会委任指令(EU)2023/2775、第1条、第1-3項。指令(EU)2013/34、第3条、第2-3項。



## CSRDの提出に関する要求事項

### マネジメントレポート

SECの提出書類に含まれる「経営者による説明と分析」または英国戦略報告書に含まれる情報と同様、マネジメントレポートは、「[会社]の事業および財政状態の動向や財務成績、ならびに企業が直面する主なリスクや不確実性についての説明を公正にレビューすること」を要求しています<sup>14</sup>。

CSRDは、関連する規制当局やEU加盟国の要件に基づいて提出するマネジメントレポートにおける所定のセクションにサステナビリティ報告を記載することを要求しています。マネジメントレポートは、財務諸表と一緒に提出することが義務付けられています。

報告義務を有するEU域内子会社または発行体は、今後開発されるデジタルタクソミーに基づいてタグ付けされたサステナビリティ報告に係る情報を記載したデジタル形式の報告書を発行することが要求されます。CSRDの適用対象となるEU域内子会社が報告免除のいずれかを適用する際の具体的な報告要求事項もあります(詳しくは5ページを参照)。

### EU域外企業がグローバルの連結レベルで報告を行っている場合、CSRD情報を同等のマネジメントレポートの一部として含めることが要求されるか

EU域内企業は、マネジメントレポートにESRSの開示を含めるように要求されていますが、CSRDは、EU域外企業に対して、要求される開示を「連結サステナビリティ報告書」の一部として提供することを認めています。この免除は、連結企業に要求される報告書(すなわち、2028年度開始、2029年に報告)と、子会社の報告要件を満たすための任意の連結報告書の両方に適用されると、PwCは考えています。しかし、EU規制市場に上場しているEU域外企業が、サステナビリティ報告書によってその要求事項を満たすことができるかどうかは明確でないことにご留意ください。このような企業は、顧問弁護士を交えて追加の分析を行う必要があります。

また、CSRDのための報告を、その他の規制上の提出書類(例えば、SEC Forms 10-K、8-K、もしくは6-K、または他の国・地域における類似の報告書)に含めるべきか否かについては、さらに疑問が生じるかもしれません。Form 8-K、およびForm 6-Kの提出書類の要求事項ならびに付録の要求事項の検討では、SECの提出書類に必ず含めなければならないわけではないとPwCは考えます。しかし、企業は、要求される開示が誤解を招かないようにするために必要な情報の開示を要求するRegulation S-K Rule 12b-20も考慮しなければなりません<sup>15</sup>。PwCは、顧問弁護士と協議の上、適用する法令の要求事項を分析することを推奨します。

### 連結グループにおけるどの企業が2029年からグローバル連結サステナビリティ報告書を発行することが要求されるか

1億5000万ユーロの規準に基づき報告しているEU域外に本社を有する企業について、グローバル連結サステナビリティ報告書を公表する義務は、当該EU域外親会社ではなく、関連するEU域内の子会社または支店にあります。子会社または支店が要求される情報を入手できない場合、子会社または支店は、「保有、入手または取得した全ての情報を含むサステナビリティ報告書を作成、発行およびアクセス可能にしたうえで、[EU域外親会社]が必要な情報を提供しなかった旨を説明する」<sup>16</sup>こととなります。

EU加盟国は、公表要件を満たしたEU域外企業の子会社または支店について、年1回、欧州委員会に報告することができます。また、報告書は発行されたが必要な情報が全て入手できなかったという記述が含まれている場合も欧州委員会に報告することができます。

### CSRDの不遵守から生じる可能性のある影響はどのようなものがあるか

CSRDへの不遵守による潜在的な影響は、罰金からステークホルダーの否定的な反応に至るまで広範囲に及ぶ可能性があることを考えると、企業は不遵守の可能性について弁護士と協議する必要があります。直接的な影響には、法律や規制の不遵守による特定の契約上の取決め(債務契約を含む)の違反が含まれる可能性があり、また、企業が地方、州または国の政府との仕事をできるかどうかにも影響を与える可能性があります。

<sup>14</sup> 指令2013/34/EU、第19条、第1項。

<sup>15</sup> SEC Regulation S-K, Rule 12b-20。

<sup>16</sup> 指令(EU)2022/2462、第40a条、第2項。

## 報告の準備

EU加盟国は、2024年7月上旬までにCSRD要求事項の国内法化を行う必要があります。しかし、このスケジュールは、適用開始が現在の日付から遅れることを意味するものではありません（一部の企業は、2024年の適用が要求されています）。先進的な実務は、現行の開示を評価し、直近で入手可能な基準案との重大な差異を特定することといえます。

さらに、企業は、遵守しない場合、サステナビリティ報告書に限定的適正意見や不適正意見が表明されるだけでなく、財務諸表に対する監査意見にも影響を与える可能性があることを認識しておく必要があります。監査基準には、監査意見を含む文書に含まれる「その他の情報」に関する要求事項が含まれています。サステナビリティ報告書からの情報の重要な欠落は、財務諸表の監査意見において開示する必要があります。

さらに、故意による法令の不遵守に該当する場合には、企業自体およびその親会社の両方の監査に広範な影響を与える可能性があります。例えば、不遵守は、監査手続の性質、時期および範囲、経営者確認書に依拠する監査人の能力ならびに統制環境に関連する重大な欠陥または重要性のある不備があるか否かの判断に影響を及ぼす可能性があります。

## CSRDに基づく報告

企業がCSRDの適用対象とされる根拠は、その適用準備の複雑さに加えて、以下の3種類の報告基準のうちどれを適用する必要があるかに影響を及ぼします。

- **ESRS**: 以下に詳述するように、2023年7月、欧州委員会によって12の業種横断的基準が採択された後、欧州議会およびEU理事会による2カ月間の審議期間が2023年10月21日に終了し、最終化されました。
- **EU域外企業向けの基準**: EU域外に本社を有する企業の追加の報告の一部として、グローバル連結レベルで適用するための基準です(7ページ参照)。
- **簡素化された基準**: EU規則で定義されている、特定の中小企業(SME)、小規模かつ複雑でない金融機関およびキャプティブ保険会社(専属保険会社)が使用するための基準です。

2023年9月および10月のEFRAGサステナビリティ報告審議会の会議において、簡素化された基準案(上場SME企業およびその他のSMEによる任意報告の両方)が議論されました<sup>17</sup>。これらは、2024年前半には公開協議のために公表される見込みです。業種別基準も開発中であり、約40の業種についての基準が今後数年間にわたり段階的に公表されると見込まれます。

しかし、EFRAGは、2023年3月に公表された欧州委員会の要請に応じ、業種横断的基準の適用ガイダンスを優先する、「ESRS適用支援機能」の整備に焦点を移しました。2023年下半年の会議において、EFRAGは、(1)バリューチェーンおよびマテリアリティ評価に関連する適用ガイダンスの草案(15ページおよび16ページを参照)、(2)2023年10月から開始される、適用に関する質問に対応する集中プロセス、および(3)データポイントの完全なリストに関する要求事項について議論しました<sup>18</sup>。適用ガイダンスおよびデータポイントのリストに関する要求事項の草案は、2023年12月22日に公表されました(15ページおよび16ページを参照)<sup>19</sup>。

同じく2023年10月に、欧州委員会は、業種別基準およびEU域外企業向けの基準について、採択の予定を2024年から2026年まで延期する提案を公表しました<sup>20</sup>。欧州議会およびEU理事会は、通常の法的手続を通じて、この提案を承認する必要があります。EU域外企業向けの基準は遅れる可能性があります。要求されている報告日の変更は提案されておらず、EU域外親会社のグローバル連結報告は、当初の予定どおり、2028年度の情報について2029年に要求されます。

<sup>17</sup> EFRAGサステナビリティ報告委員会技術的専門家グループ、[2023年9月13日会議および2023年10月24日会議](#)。

<sup>18</sup> [EGRAG update](#)、2023年8月、10ページ。[EGRAG update](#)、2023年9月13ページ。[EFRAG update](#)、2023年10月、14ページ。[EFRAG update](#)、2023年11月、11ページ。EFRAGサステナビリティ報告委員会技術的専門家グループ、[2023年12月13日会議](#)および[2023年12月15日会議](#)。

<sup>19</sup> [「EFRAG ESRS適用ガイダンス文書第3回草案の公表」](#)。

<sup>20</sup> 欧州委員会: 特定の業種および特定の第三国の事業者についてサステナビリティ報告基準の採択の期限に関する「[指令2013/34/EUを修正する欧州議会およびEU理事会の決定に対する提案](#)」。

### 報告負担の軽減案

2023年3月、欧州委員会委員長のウルズラ・ゲルトルート・フォン・デア・ライエン氏は、欧州委員会は、既存の企業報告の要求事項を25%削減する提案を作成する予定であると、欧州議会本会議で発表しました。主な目的は、特に中小企業のために、広範な規制の適用のためのコストを削減することです<sup>21</sup>。2023年10月に公表された、業種別基準の公表延期案はこのような取り組みの一部であると強調されました。

### EU 域外企業向けの基準は ESRS とどのように異なるか

EU 域外企業向けの基準に関する公開協議のための草案はまだ公表されていません。しかし、CSRD は、予想される範囲に関する洞察を与えるような、当該基準に関する特定の要求事項は規定しています。特に、ESRS の下記の要求事項は、EU 域外企業向けの基準では要求されないことが考えられます。





- サステナビリティ事項に関連したリスクに対するグループのビジネスモデルおよび戦略のレジリエンス
- サステナビリティ事項に関連したグループにとっての機会
- サステナビリティ事項に関連したグループにとっての主要なリスクの説明(グループの当該事項への主要な依存度、およびグループの当該リスクの管理方法を含む)。

企業は、EU 域外企業向けの基準の開発を待ってから検討を始めようとするかもしれませんが、PwC は、開示が広範囲になる可能性や、草案が入手可能となる時期が不確実であることを考慮して、検討を遅らせるのではなく ESRS を参照して評価を開始することを推奨します。

<sup>21</sup> [2023年3月23日から24日に開催された欧州理事会会議の準備に関する欧州議会本会議におけるフォン・デア・ライエン委員長のスピーチ。](#)

## 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の詳細

12の基準は、環境、社会およびガバナンスのテーマに取り組むサステナビリティ報告のあらゆる側面にわたっており、サステナビリティ戦略、目標と進捗、製品とサービス、取引関係、インセンティブプログラムならびにバリューチェーンなど、企業のサステナビリティに関するリスクと機会についての知見を提供することを意図しています。

 <b>全般的な基準</b> 1- 全般的な要求事項 2- 全般的な開示	 <b>環境に関する基準</b> E1 - 気候変動 E2 - 汚染 E3 - 水と海洋資源 E4 - 生物多様性と生態系 E5 - 資源の使用と循環型経済	 <b>社会に関する基準</b> S1 - 自社の従業員 S2 - バリューチェーンにおける労働者 S3 - 影響を受けるコミュニティ S4 - 消費者と最終利用者	 <b>ガバナンスに関する基準</b> G1 - 企業の行動倫理
---	--	--	--

開示は、ビジネスモデルや戦略に関する企業の説明と相互に関連して、企業がどのようにより広く社会に適合し貢献しているかについてのステークホルダーの評価を支援します。企業はまだCSRDの影響を評価し、要求される報告の範囲を判定している最中かもしれませんが、適用計画を策定する上での重要なステップとして、例えば、ESRSの構造を理解し、詳細を調べ、要求事項と現行の任意報告とのギャップを検討するなど、今がESRSについて深く掘り下げる時期です。

### 負担の軽減

欧州委員会は、多くの企業にとって、CSRDおよびESRSの要求事項に基づく準備や報告にはハイレベルの努力が必要となることを認めました。その結果、多くの移行措置や任意規定が含まれることになりました。

例えば、従業員が750人以下の企業は、報告期間の最初の年はスコープ3のGHG排出の開示を省略できます。また、ESRS E4「生物多様性および生態系」、ESRS S2「バリューチェーンにおける労働者」、ESRS S3「影響を受けるコミュニティ」およびESRS S4「消費者と最終利用者」に基づく報告を最初の2年間は省略できます。

以下を含む、その他の多くの移行措置が本資料の中でハイライトされています。

- 「人為的な連結」を用いたサステナビリティ報告書を作成する選択肢(4ページ参照)
- 段階的な初度適用の報告日(8ページ参照)
- 上場中小企業向けの簡素化された報告基準(10ページ参照)
- バリューチェーンに関連する一部の開示の3年間の延期(15ページ参照)

生物多様性と生態系(ESRS E4)およびESRS S1の従業員以外の労働者に関する情報など、一部の開示要求事項は任意です。段階的な適用の対象となる全ての開示要求事項のリストについては、ESRS 1の付録Cをご参照ください<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、ESRS 1、付録C、33-35ページ

279  
ページ

86  
開示  
要求事項

25  
テンプレート

## ESRSの構造および全般的な要求事項

ESRSは、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組みの柱に基づいて構成されています。そのため、基準の一部は、IFRSサステナビリティ開示基準およびSECの気候関連の開示案を反映しています。2つの全般的または「横断的」な基準(すなわち、ESRS 1:全般的な要求事項、ESRS 2:全般的開示)の要求事項は、業種別基準や全てのテーマ別基準に適用されます。ESRS 1は、バリューチェーン報告、期間、ダブルマテリアリティなど、このサステナビリティ報告書の基礎となる主要な概念と定義を定めています。



### 要求される開示

マテリアリティは、どの情報をサステナビリティ報告書で報告するのかが決定する際の中心となるものです。ESRS 1は、**マテリアリティの有無にかかわらずESRSに基づく特定の情報**、具体的には、ESRS 2の要求事項および重要性がある影響、リスクや機会の識別と評価のプロセスに関連するテーマ別基準の開示要求事項の全てが要求されると述べています<sup>23</sup>。

しかし、企業が気候変動は重要性があるトピックではないという結論を下し、ESRS E1「気候変動」に基づく報告を行わない場合、企業は関連するマテリアリティの評価の結論を詳細に開示する必要があります(将来において企業が気候変動に重要性があるという結論付ける可能性につながるような状況についての将来予測的分析を含む)<sup>24</sup>。さらに、企業がその他のEU法令(ESRS 2 付録B に列挙されている)に由来した情報を省略した場合、当該情報に「重要性がない」旨を明記しなければなりません<sup>25</sup>。

ESRS 2には、作成の基礎に関して要求される開示、ならびに、ガバナンス、戦略、影響・リスク・機会の管理(マテリアリティ評価のプロセスを含む)、および指標と目標という4本の柱が含まれています。4本の柱に基づく追加の要求事項は、テーマ別基準に含まれています。

ESRSに含まれる詳細な要求事項は、ISSBから公表された気候に関する新たなテーマ別基準の要求事項およびSECによって提案されている開示項目をはるかに超えています。また、ESRSは、現行実務の変更を要求していないかもしれませんが、企業が、重要性があると判断しているサステナビリティに関する影響、リスクや機会について措置を講じていない、または目標を設定していないことを開示するのではなく、企業行動を変える動機づけとなることが期待されます。

例えば、ESRS E4「生物多様性と生態系」では、生態学的な閾値や影響の配分が適用されたかどうか、目標が関連する枠組みや国家の政策や法令についての情報が十分に与えられ、それらと整合しているかどうかなどを含む、生物多様性に関する目標の開示を求めています<sup>26</sup>。これに対して企業は、生物多様性に関するコミットメントがないことを開示するのではなく、公的に取り組むことを決定する可能性があります。企業は、開示を裏付ける質の高いデータを蓄積するための適切なプロセスと統制を策定する必要があります。これは、これまで任意の報告に含まれていなかった領域、またはサブ連結や子会社レベルで初めて報告が要求される場合には、特に困難が伴う可能性があります。

<sup>23</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1「全般的な要求事項」8ページ、第29項。

<sup>24</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1「全般的な要求事項」9ページ、第32項。

<sup>45</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1「全般的な要求事項」9ページ、第35項。

<sup>26</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、付録I、ESRS E4「生物多様性と生態系」139ページ、第29-32項。

## ESRS E1の境界線

ISSBとSEC提案の要件との顕著な違いは、要求される組織境界（すなわち、GHGの開示に含まれる企業の範囲）についてです。ESRS E1は、企業に対して、経営支配力アプローチの利用を要求しています。一方、SECの提案は財務諸表と整合させることを要求しています。ISSBは、GHGプロトコルによって認められている支配力アプローチまたは持分割合アプローチのいずれかを使用するという柔軟性を提供しています。このような相違の結果、それぞれの枠組みに従って開示する数値に差異が生じる可能性があります。

## 気候開示の要求事項

気候変動は、ESRSにおける環境に関する5つの基準のうちの1つに過ぎませんが、IFRS サステナビリティ開示基準や SEC 規則案に含まれる気候開示の要求事項を踏まえると、その規定は多くの企業にとって最大の関心事です。

ESRS E1「気候変動」における気候開示の要求事項は、現行の任意の報告よりも強固であり、IFRS サステナビリティ開示基準や SEC からの提案の要求事項を超えています。例えば、SEC は、企業が温室効果ガス(GHG)排出の削減目標を設定している場合にのみ、その削減目標を開示することを求めています。一方、ESRS は、企業が GHG 排出削減目標を設定しているかどうか、またどのように設定したかを開示するとともに、そのような目標を設定していない場合にはさらに詳しい開示を要求しています。<sup>27,28</sup>

### ESRS E1 における開示要求事項

- 企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス。短期、中期、長期にわたる物理的リスク、移行リスク、および機会の特定に関する情報を提供するためにどのようにシナリオ分析を用いたかを含む。
- 気候変動の緩和(すなわち、パリ協定で規定される、地球の平均気温上昇の制限)に関する企業の方針や対策(実施と計画)および適応(すなわち、実際および予想される気候変動の調整とその影響)
- 企業は温室効果ガスの排出量削減目標を設定しているか、またどのように設定しているか。目標が設定されていない場合には、追加の開示として、GHG 排出削減目標を今後適用するかどうか、その目標を適用する時期、適用する予定がない場合はその理由などを開示する。
- 親会社および連結子会社、関連会社、ジョイントベンチャー(企業の財務諸表において持分法または比例連結のいずれかで会計処理)、非連結子会社(投資企業)ならびに親会社が経営支配力(operational control)を有する共同支配の事業や資産のスコープ 1、スコープ 2 の GHG 排出
- 親会社および連結子会社、ならびに経営支配力(operational control)を有する企業のスコープ 3 排出の合計であり、重大なスコープ 3 カテゴリーを含む。また、スコープ 3 排出には、経営支配力を有しない親会社のバリューチェーンにおける関連会社、ジョイントベンチャーならびに非連結子会社のスコープ 1、スコープ 2 およびスコープ 3 の排出も含まれる
- スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の排出の純収益の貨幣単位当たりの GHG 排出(GHG 原単位)を含むその他の実績指標
- 指標の計算に使用した数値と財務諸表に記載の数値との調整
- 重要性のある物理的リスクならびに移行リスクから予測される財務的影響(レジリエンス分析の実施に使用されるシナリオ分析の結果により情報が提供される)および重要性のある気候関連の機会に対する潜在的可能性

現在、TCFD フレームワークの下で報告書を作成している企業であっても、ESRS E1 の詳細かつ明示的な要求事項を考慮すると、この要求事項の遵守には、開示の内容や範囲を拡大する必要があります。しかし、ESRS E1 に含まれる一部の開示要求は段階適用であり、これらの追加的な開示にさらなる時間的猶予が与えられます。

<sup>27</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、付録 I、ESRS E1「気候変動」78 ページ、第 33-34 項。

<sup>28</sup> 委員会委任指令(EU)2023/2772、付録 I、ESRS 2「全般的開示」55-56 ページ、第 80-81 項。

## バリューチェーンに関する検討事項

報告される情報は、企業自身の事業に限定されるものではなく、「上流および／または下流のバリューチェーンにおける直接的および間接的な取引関係」まで広がります<sup>29</sup>。これらの開示は、その範囲の広さおよび企業が支配していない当事者からの情報に依存していることを考慮すると、報告の中で最も難しい分野のひとつとなることが予想されます。2023年12月22日、EFRAGは作成者の適用活動およびESRSのその他の利用者の支援を目的としたガイダンス案を公表しました<sup>30</sup>。この適用ガイダンス案は2024年2月2日までコメントが募集されており、2024年に最終化される予定です。適用ガイダンスに規範性は無く、ESRSに新たな規定を盛り込むものとはなりません。

開示要求の提案には、サステナビリティの文脈におけるバリューチェーンの主要な特徴に関する開示が含まれています。例えば、バリューチェーンの開示項目には、以下があります。

- 企業の重要性がある影響、リスク、機会が事業モデル、自社の事業、バリューチェーンのどこに集中しているかについての記述<sup>31</sup>。
- 大気から除去されたバリューチェーン関連の温室効果ガスの詳細<sup>32</sup>。
- バリューチェーンにおける労働者に関連する重要性のある影響、リスクや機会の管理に対応する企業の方針の記述<sup>33</sup>。
- バリューチェーンに沿って影響を受けるコミュニティの種類に関する記述<sup>34</sup>。
- 消費者および／または最終利用者への悪影響の軽減に関連する目標(期限付きおよび結果重視)<sup>35</sup>。

バリューチェーンに関連する開示は非常に困難なものに思えるかもしれませんが、基準の移行規定は、初回報告の負担を軽減することを意図しています。報告開始から最初の3年間は、必要な情報の全てが入手できない場合、企業は、「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守せよ、さもなければ説明せよ)」に基づいて報告することができます。すなわち、開示を省略した理由と、必要な情報の入手計画について説明する必要があります。さらに、この期間中、企業は、方針、行動および目標に関するバリューチェーンの開示を、すでに企業が入手可能な情報または一般に公開されている情報に限定することができます。また、一部の例外(例えば、スコープ3の開示)を除き、指標からバリューチェーンの情報も除外できます<sup>36</sup>。ただし、この救済措置と従業員750人以下の企業に提供される救済との相互関係は、現時点では不明です。

この選択により、関連情報の収集計画を策定するためにより多くの時間を企業に与えることになります。

<sup>29</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、13ページ、第63項。

<sup>30</sup> [「EFRAG ESRS適用ガイダンス文書第3回草案の公表」](#)。

<sup>31</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 2、50ページ、第48項。

<sup>32</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS E1、82ページ、第56項。

<sup>33</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS S2「バリューチェーン内の従業員」、205ページ、第14項。

<sup>34</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS S3「影響を受けるコミュニティ」219ページ、第9項。

<sup>35</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS S4「消費者および最終顧客」、38ページ、第238項。

<sup>36</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、22-23ページ、第132-133項。



マテリアリティの評価は、影響を受ける利害関係者との対話によって情報を得られる。事業体 (undertaking) は、影響を受ける利害関係者またはその代表者(従業員または労働組合など)、サステナビリティ報告書の利用者およびその他の専門家と関わることで、重要性のある影響、リスクや機会に関する結論へのインプットまたはフィードバックを得ることができる。

ESRS 1「全般的要求事項」AR8項

### マテリアリティ(重要性)の評価

CSRD は、「ダブルマテリアリティ」を採用しており、企業は以下を理解するために必要な情報を報告することが求められています。

- 企業が環境、社会、従業員の問題、人権の尊重、汚職防止および贈収賄の問題、ガバナンス等のサステナビリティ事項に与える影響(「インサイド・アウト」の視点、または「インパクト・マテリアリティ」)
- サステナビリティ事項が企業の事業展開、業績、財政状態にどのような影響を与えるか(「アウトサイド・イン」の視点、または「財務マテリアリティ」)

CSRD の文言によれば、企業はそれぞれのマテリアリティの視点を自身で検討したうえで、サステナビリティ事項が企業に与える影響の理解に必要な情報、および企業が人や環境に与える影響を理解するために必要な情報を開示する必要があります<sup>37</sup>。これは、サステナビリティ事項が、影響の視点、財務上の視点、またはその両方の視点から重要性がある可能性があることを示唆しています。

これらのマテリアリティの概念は違いますが、この2つの視点の間には重複や関連性がある場合があります。例えば、農業に携わる企業が土地や畑の生物多様性を枯渇させた場合(インサイド・アウトの影響)、穀物の収穫高に直接影響を及ぼし、したがって企業の財政状態に影響を与える可能性があります(アウトサイド・インの効果)<sup>38</sup>。

ESRS 1 の付録 A は、影響と財務の両方の視点からのマテリアリティの評価方法に関する適用ガイダンスとともに、検討しなければならない特定のテーマを提供しています。これには、影響の識別および評価、ステークホルダー(その利害関係が企業活動によって影響を受ける、または受けうる者を含む)との関わり、短期、中期または長期にわたる企業の業績、財政状態またはキャッシュフローに影響を与えるあるいは与えると合理的に予測できるリスクや機会の識別に関するガイダンスも含まれます<sup>39</sup>。

マテリアリティに対するこのアプローチは、投資家や他の資本提供者だけでなく、幅広いステークホルダーのニーズを認識したものであり、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)のインパクト・マテリアリティに対するアプローチの定義、ステップ、概念を活用しています<sup>40</sup>。一方、IFRS サステナビリティ開示基準とSEC の提案は、何が投資家にとって重要性があるかに焦点を当てており、これは現行の財務報告の解釈と整合しています。

マテリアリティの評価は、重大な判断が含まれることを考えると、報告の中で最も困難な分野の1つとなると予想されます。2023年12月22日、EFRAG は作成者の適用活動およびESRSのその他の利用者の支援を目的としたガイダンス案を公表しました<sup>41</sup>。この適用ガイダンス案は2024年2月2日までにコメントが募集されており、2024年に最終化される予定です。適用ガイダンスに規範性は無く、ESRSに新たな規定を盛り込むものとはなりません。

<sup>37</sup> [指令\(EU\)2022/2464](#) 前文、第29項。

<sup>38</sup> 2023年3月付 [ESRS 1案「全般的要求事項」結論の背景](#)、18ページ、BC62項。

<sup>39</sup> 委員会 [委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、付録A、24-26ページ、AR 6-AR 16項。

<sup>40</sup> [ESRS 1案](#)、19ページ、BC67項。

<sup>41</sup> [「EFRAG ESRS 適用ガイダンス文書第3回草案の公表」](#)。



## 企業はダブルマテリアリティ評価の一環としてステークホルダーとの対話を行わなければならないか

ESRS 1 は、ステークホルダーとの関わりが、サステナビリティのデュー・デリジェンス・プロセスおよびマテリアリティ評価の中心であると述べており、ESRS 2 は、「事業体のデュー・デリジェンス・プロセスから情報を得て、人々および環境に対する事業体の潜在的および実際の影響の識別、評価、優先順位付け、監視を行うプロセス」を開示することを要求しています<sup>42</sup>。

要求されている、影響を識別するためのプロセスの説明には、影響を受けるステークホルダーとの協議がプロセスに含まれているかどうか、また、その方法を記載する必要があります。また、基準はステークホルダーとの対話を義務付けているわけではありませんが、対話がなければ強固なプロセスを開示し、ダブルマテリアリティについて結論を出すことは難しいかもしれません。ステークホルダーの視点を集める際には、企業は、直接的(例えば、1対1の関係性、カスタマイズした調査)または間接的(例えば、ステークホルダーの代表者またはステークホルダーの視点を理解している他の部署の従業員との議論や、あるいはサステナビリティ事項に与える影響に関する科学的・分析的研究への依拠)関与を選択できます<sup>43</sup>。

## EUタクソミーの開示

CSRD の適用対象企業は、EUタクソミー規則第8条の適用対象でもあります<sup>44</sup>。EUタクソミー規則は、資本をサステナブル活動に向けることを目的とした、2018年3月からの欧州委員会の「持続可能な成長への資金提供に関する行動計画」の一部です<sup>45</sup>。「タクソミー」という用語を使用しているにもかかわらず、このタクソミーは、iXBRLなどの財務報告で使用されるデジタルタクソミーとは異なります。EUタクソミーは、環境的に持続可能な経済活動のための分類システムを提供しています。企業活動の一部は「適格」と認められます。その中でも特に、特定の規準を満たす活動は、EUタクソミーに整合しているとみなされます。企業は、タクソミーに整合している活動の割合を表す主要な業績評価指標(KPI)を報告することが要求されます。金融以外の企業の場合、これらのKPIは売上、設備投資(CAPEX)、事業費用(OPEX)に関連します。金融企業に要求されるKPIは、企業の種類によって異なりますが、一般的に、持続可能な経済活動からどの程度の収入または資産が生じるかについての情報提供を目的としています。

CSRDに基づき報告を行う企業は、ESRS開示と共に、EUタクソミー開示およびKPIの提供が要求されます。これは、投資マネージャーなどの金融市場参加者が、投資商品がEUタクソミーに従っているかどうかなど、その投資商品のサステナビリティに関する情報を開示できるようにするためでもあります。EUタクソミーの基礎となる技術的要件は評価が複雑です。特に、報告企業について連結財務情報が作成されていない場合には、報告に必要な財務データの入手する際の課題によってさらに複雑になる可能性があります。

EUタクソミーについて詳しくは、PwCのIn the loop「CSRDを超える欧州連合の規則」(英語のみ)をご参照ください。

<sup>42</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、8ページ、第24項。ESRS 2、51-52ページ、第53項。

<sup>43</sup> [委員会委任指令\(EU\)2023/2772](#)、ESRS 1、25ページ、付録A、AR 8項およびAR 9項(b)。

<sup>44</sup> 2020年6月18日の欧州議会およびEU理事会の持続可能な投資を促進するためのフレームワーク確立に関する[規則\(EU\)2020/852](#)および規則(EU)2021/908、第1章第2項(c)の改正。

<sup>45</sup> [持続可能な成長への資金提供に関する持続可能な資金戦略および行動計画の実施の更新](#)、第1項。

## 第三者保証に関する要件

CSRD は、EU タクソノミー規則で要求される開示を含め、報告されたサステナビリティ情報の全てに保証義務を課しています。

CSRD の要求事項は、限定的保証から始まり、その後合理的保証まで拡大することになります。NFRD に基づく監査要求は開示の「存在」に限定されており、内容についての強制的な監査要求はないため、CSRD の規定する保証義務は現行制度からの大きな変更となります。



### 合理的保証 vs 限定的保証

**合理的保証**とは、財務諸表の監査で提供される保証水準として利用者によく知られています。合理的保証の業務には、関連する統制の整備と運用の評価が含まれます。また、重要性のある虚偽表示のリスクの識別と評価、および評価されたリスクに対処する手続きの設計と実施のための基礎を提供するのに十分な理解を得ることも含まれます。

**限定的保証**とは、レビューとしても知られています。特定の規準に準拠して情報に重要性がある変更を加えるべきかどうかについての結論を提供する、消極的保証の形態です。実施される手続は、合理的保証よりも実質的に範囲が狭く、情報が重要性のある虚偽表示となるリスクが増大する分野を識別し、これに焦点を当てることを含んでいます。

EU 加盟国は、最初は、国際保証業務基準 3000 (ISAE 3000) または同等の国内基準など、どの保証基準を使用できるかを決定しますが、欧州委員会は、2026 年 10 月までに限定的保証基準を採択する予定です<sup>46</sup>。合理的保証基準については、合理的保証が監査人および企業にとって実現可能かどうかを決定する評価を完了した後、2028 年 10 月までに採択されると予想されます。

CSRD は、企業の財務諸表の監査人が保証を提供できると明記していますが、EU 加盟国は、国内法化のプロセスで、企業が別の監査人または独立した保証業務提供者を利用できるかどうかを決定することになります。その他の者を利用する場合は、CSRD で指示されている適切な認定、ならびに財務諸表の監査人について定められているものと同等の監督および適格要件を満たさなければなりません。

さらに、監査委員会がサステナビリティ報告について責任を負うことが期待されます。その責任には、例えば、サステナビリティ報告の過程の監視および「サステナビリティ報告の完全性に対する監査委員会の貢献およびその過程で監査委員会が果たした役割」の開示が含まれます<sup>47</sup>。



### 最終化および必要とされる明確化

CSRD および業種横断的 ERS は最終化されていますが、以下を含め、多くの**不確実な分野**が残っています。

- 国内法化への移行過程で EU 加盟国により要求事項が追加される可能性 (2 ページ参照)
- どのサステナビリティ報告の枠組みを ERS と「同等」とみなすか (6 ページ参照)
- EU 域内で発生した連結純売上高 (収益) の算出方法 (7 ページ参照)
- 報告義務のある企業の種類を拡大するという EU 加盟国の決定によって NFRD に基づく報告の対象となっている EU 域内子会社の最初の報告日 (8 ページ参照)
- EU 域外企業向けの基準における要求事項 (10 ページ参照)

要求事項が最終化され、ガイダンスが提供されるまで、企業は、既知のことに焦点を当て、未知のことに對するアプローチの策定を継続することができます。

<sup>46</sup> 国際監査保証基準審議会 (IAASB) は、現在、サステナビリティ保証に関する国際基準の策定プロジェクトに取り組んでいる。2023 年 8 月 2 日に公開協議のために公開草案が公表され、コメント期間は 2023 年 12 月 1 日に終了した。詳しい情報については、2023 年 8 月 2 日付の発表の「[IAASB が画期的なグローバルサステナビリティ保証基準案への意見募集を開始](#)」を参照。

<sup>47</sup> 指令 (EU) 2022/2464 前文、第 76 項。

## 次のステップ

### 報告方法の決定

最初の適用対象の判定が完了したら、次の重要な決定事項は、報告すべき組織のレベルを決定することです。個々の事業体レベル、グローバルな連結親会社、またはその中間での報告のどれにするかの決定は、法令遵守に必要なリソースの性質と範囲に深刻な影響を与えます。

PwCの[In the loop「次のステップ – CSRDIに基づく報告方法の決定」](#) (和訳は[こちら](#))は、この決定のためのフレームワークを提供しており、報告に関する選択肢を評価する企業にとって重要な資料となっています。

CSRD の国内法化が進められる結果、CSRD の一部の規定が変更される可能性はありますが、企業は今から報告義務に対する準備を始めるべきです。適用範囲、適用される発効日、組織内のさまざまなレベルでの報告の代替手段(ある場合)、および開示要件の遵守に必要なもの(重要なサステナビリティ事項および EU タクソミーの検討を含む)の評価によって、適用を成功させる準備が整います。これらの決定には論点が多く、企業は法務チームを早期に関与させる必要があるかどうかを評価しなければなりません。EU 加盟国の決定により要求事項が進化するため、今後 18 カ月の国内法化の期間にわたる EU 加盟国による決定を注視しておくことが非常に重要です。

ESRS は幅広い要求事項を定めており、その複雑性を考慮すれば過小評価すべきではありません。最終版の報告基準には、企業の報告負担を軽減するための多くの経過措置が含まれていますが、要求される労力のレベルは依然として高いままです。広範にわたる開示要求、情報を入力して報告システムを開発および導入するために見込まれる労力を理解することが、適用に係る計画作成の重要な第一歩です。さらに、組織内の複数の企業が影響を受ける場合、これらを理解しておけば、どのレベルで報告書を作成すべきかの決定に役立つ洞察が得られる可能性があります。

CSRD は法令遵守の実施とみなされる可能性がありますが、単にサステナビリティ開示を義務付けるだけでなく、企業行動の変化を促すことを目的としています。企業には、サステナビリティの文脈の中でその存在意義とビジネスモデルの内容を見直し、価値を創造する機会となります。企業にとって長い道のりになりますが、積極的に取り組むことにより成功をつかむことができます。

サステナビリティ問題に関する PwC の会計および財務報告コンテンツは、PwC 米国の [ESG/Sustainability reporting](#) ページまたは PwC グローバルの [Environmental, Social and Governance](#) のページをご覧ください。

## 付録

### 報告要件に関連する一般的な構造と規模のシナリオの例

以下の簡略化された適用パターンは、CSRDが適用されるかどうか、適用される場合は適用基準および適用時期を評価する際に考慮すべき要因の一部を説明するために提供されています。これらの例示は、限定的な場合において結合報告書を作成することが認められており、組織内のより高いレベルでの報告によって子会社の報告要件を満たすことができる場合を考慮していません。

実際の分析は複雑であり、企業は、CSRDを注意深く検討し、法務チームの早期関与の必要性を評価すべきです。さらにEU加盟国が国内法化の過程でCSRDを変更した場合には、下記の例示の発効日には例外が生じる可能性があります。

適用パターン	適用される報告基準	12月決算企業における報告義務の開始時期
<b>EU域外親会社</b> <ul style="list-style-type: none"><li>親会社はEU規制市場に負債証券または持分証券を上場している。</li><li>親会社は「大企業」の規模に関する閾値を満たしている、または、「大企業グループ」の親会社である。</li><li>親会社または「大企業グループ」は、500人超の従業員を有している。</li></ul>	グローバルの連結ベースでのESRSに基づく報告	2024年1月1日(2025年に報告)
<b>EU域外親会社</b> <ul style="list-style-type: none"><li>親会社はEU規制市場に負債証券または持分証券を上場している。</li><li>親会社は「大企業」の規模に関する閾値を満たしている、または「大企業グループ」の親会社である。</li><li>親会社または「大企業グループ」は、500人以下の従業員を有している。</li></ul>	グローバルの連結ベースでのESRSに基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)
<b>EU域外親会社</b> <ul style="list-style-type: none"><li>EUにおける純売上高(収益)は、1億5000万ユーロ超である。</li><li>親会社は、以下の1つ(以上)を有する。<ul style="list-style-type: none"><li>少なくとも1つの報告適用対象となるEU域内子会社(「大企業」、またはEU規制市場に負債証券または持分証券を上場しているSMEの定義を満たす)</li><li>40百万ユーロ超の収益を有する少なくとも1つのEU域内の支店</li></ul></li></ul>	グローバルの連結レベルでのEU域外企業向けの基準(または、ESRS)に基づく報告  子会社の報告要件に追加される可能性がある	2028年1月1日(2029年に報告)

適用パターン	適用される報告基準	12月決算企業における報告義務の時期
<b>EU域内子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>親会社はEU域外</li> <li>子会社は、「大企業」の定義を満たしている。</li> <li>子会社は、EU規制市場に負債証券または持分証券を上場している。</li> <li>子会社は500人超の従業員を有している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでのESRSに基づく報告	2024年1月1日(2025年に報告)
<b>EU域内子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外親会社</li> <li>子会社は、「大企業」の定義を満たしている。</li> <li>子会社は、EU規制市場に負債証券または持分証券を上場している。</li> <li>子会社は500人以下の従業員を有している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでのESRSに基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)
<b>EU域内子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外親会社</li> <li>子会社は「大企業」の定義を満たす、または「大企業グループ」の親会社である。</li> <li>子会社は、EU規制市場に負債証券または持分証券を上場していない。</li> </ul>	個別の子会社レベル(または、EU域内のサブ連結レベル)でのESRSに基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)
<b>EU域内子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外親会社</li> <li>子会社は、中小企業(小規模事業体または中規模事業体の定義を満たす)である。</li> <li>子会社は、EU規制市場に負債証券または持分証券を上場している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでの簡素化された基準に基づく報告	2026年1月1日(2027年に報告) (ただし、中小企業は2028年1月1日(2029年に報告)まで報告免除を利用可能)
<b>EU域内子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外親会社</li> <li>子会社は、(EU規則で定義されている)小規模かつ複雑でない金融機関またはキャプティブ保険会社である。</li> </ul>	個別の子会社レベルでの簡素化された基準に基づく報告	2026年1月1日(2027年に報告)

© 2024 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。